

ご存じですか！  
軽減税率は  
**全ての事業者が**  
**対象です**

2019年10月1日から消費税率が10%に引き上げられます  
同時に、軽減税率制度が導入されます

## 消費税への早急な対応が必要です!!

(2018年1月現在の中小企業庁公表資料を基に作成)



### 消費税軽減税率

### Q & A

**Q 食品は取り扱っていないから、軽減税率への対応は必要ないんだよね？**

**A** 例えば、会議用のお弁当など、軽減税率対象商品を購入した場合、8%、10%で税率ごとに分けて経理処理をする必要があります。  
そのため、ほとんどすべての事業者で経理処理の変更が必要になります。



**Q 具体的に、軽減税率はどんな場合で適応されるの？**

**A** 例えば、以下のケースで、軽減税率の対象になります。(詳しくは、本紙の裏面をご覧ください)  
①会議でのお弁当・お茶や定期購読の新聞は、軽減税率対象商品です。  
②雑貨店や書店・ガソリンスタンド等で少しでもお菓子や飲料を販売していると、その商品は軽減税率対象商品です。  
1年に一度の行事(お正月やクリスマス・バレンタイン等)での販売も対象になります。



**Q 2019年10月1日に導入されるんだから、今から準備しなくてもいいんじゃない？**

**A** 税率が8%に上がった時の対応を思い出してください。例えば、駆け込み需要とその反動、消費者への告知や値札の適切な対応、資金繰り、在庫管理、物流での対応など、さまざまな対応が必要になるため、早目の準備が必要です。

**Q 軽減税率の導入で請求書や領収書の様式を変える必要があるの？**

**A** 8%と10%の税率を分けて記載する必要があるため、請求書や領収書の様式の変更が必要になります。



**Q 現在のレジで軽減税率に対応できますか？**

**A** 今、お使いのレジが軽減税率に対応しているか、メーカー・販売業者などに確認しましょう。  
対応していない場合は、レジの買換えやシステムの改修が必要になります。



**Q 現在のレジが軽減税率に対応していない場合、買替のための国からの支援はありますか？**

**A** レジの買替、タブレット型POSレジの導入、システム改修のための国の補助制度があります。ただし、2019年9月30日までに事業を完了する必要があります。また、申請受付の期限(A型、B-2型:2019年12月16日、B-1型:2019年6月28日)にもご注意ください。



消費税率引上げ・軽減税率対策は、お早めに！  
商工会議所は中小企業の軽減税率対策を応援します！

不明な点は  
商工会議所に  
問い合わせを！

# 消費税軽減税率制度のポイント

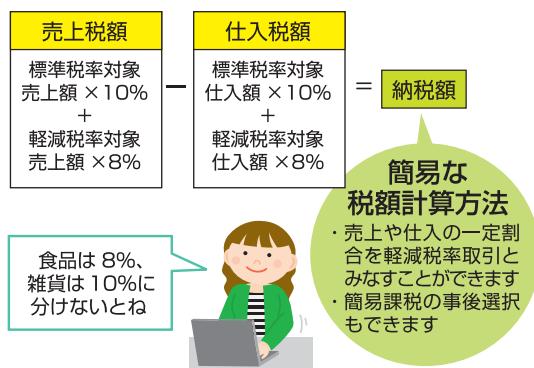
## 軽減税率は食品関係だけではなく、全ての業種に影響します。

- 2019年10月1日から、消費税率が10%に引上げられるとともに、一部の品目の税率を8%とする「軽減税率制度」が導入されます。
- 軽減税率の対象品目は、「酒類・外食を除く飲食料品」「週2回以上発行で定期購読される新聞」です。
- 自社で取り扱っている商品を整理し、軽減税率の対象になるのか確認が必要です。



- 事業者は、軽減税率に対応した商品管理、請求書、区分した経理処理に基づく税額計算が必要となります。
- 税率(8%、10%)ごとの区分経理が難しい事業者には、簡易な税額計算方法が認められます。

### 軽減税率導入後の納税額計算のイメージ



### 軽減税率に対応した請求書が必要！

請求書			
発行日：2019年10月25日			
○×食堂様			
今回ご請求額	15,340円	○○ストアー	東京都△区◆町1-2-3 TEL:03-1234-xxxx
お買い上げいただきましてありがとうございます。 記載の通り、ご請求申し上げます。			
日付	品目	区分	税込価格
10/14	食料品	※	3,240
	雑貨	①	2,200
10/15	食料品	※	5,940
	雑貨	②	3,960
	10%税率対象合計		6,160
	8%税率対象合計		9,180
	合計		15,340

請求書に①軽減税率の対象品目である旨と、②税率ごとに合計した対価の額を加える必要があります。

※税率等の記載がない場合は、売り手に確認する等のうえ、買い手が手書きで追記できます。

(注)2023年10月からは事業者ごとの登録番号や税率ごとの消費税額等を記載するインボイスの導入が予定されています。

### 現在使用しているレジや受発注システムの軽減税率対応はできていますか？

レジの買替、タブレット型POSレジの導入、システム改修のための国の補助制度があります。

事業完了期限は2019年9月30日となっています。なお、申請受付の期限（A型、B-2型：2019年12月16日、B-1型：2019年6月28日）は事業完了期限と異なっていますのでご注意ください。

ご不明点は商工会議所にご相談ください。

また、補助金に関しての詳細は、軽減税率対策補助金事務局のホームページ(<http://kzt-hojo.jp>)をご覧ください。